

4 社会資本整備を効果的に進めるための施策

施策33 i-Constructionの推進

《取組内容》

- 建設業は、屋外生産、労働集約型生産等の特性があり、その労働環境から3K（きつい・汚い・危険）のイメージが定着していますが、i-Construction（建設現場の生産性革命）を推進することにより、生産性や安全性の向上を図り、新3K（給与・休暇・希望）の魅力ある産業とすることを目指します。
- 年間を通した切れ目のない公共工事の発注は、技術者や資機材の効率的な活用による建設業者の経営の健全化や就労環境の改善、さらには公共工事の品質確保に繋がることから、施工時期の平準化に取り組みます。

《指標27 平準化率》

現状の姿	令和4年度の姿	令和9年度の姿
0.73	0.75	0.80
・県土整備部のみが取り組んでいる状況です。	・準備期間を経て全庁的に取り組みを開始したところです。	・債務負担行為の積極的な活用や余裕期間制度などの平準化の取組が浸透し、0.8となります。

※平準化率＝閑散期の4～6月平均稼働工事件数／年度の平均稼働工事件数

施策34 建設業の担い手の確保・育成

《取組内容》

- 建設従事者の長時間労働の是正や休日の確保を図るため、週休2日制工事の普及拡大に取り組みます。
- 「地域の守り手」としての役割が期待される建設業の持続的な発展のため、建設業関係団体等が行う若年者・女性等の入職・定着に向けた取り組みや建設業のイメージアップにつながる取り組みを支援します。

《指標28 週休2日制モデル工事実施率》

現状の姿	令和4年度の姿	令和6年度の姿
5%	70%	100%
・県土整備部のみが実施している状況です。	・準備期間を経て全庁的に取り組みに広がりが見られる。	・災害など緊急を要する工事や地域特性など、週休2日制に適さない工事を除き、100%の実施率となる見込みです。

※対象工事：10,000千円以上（一般競争入札）の工事

施策35 効果的な公共事業の実施

《取組内容》

- 公共事業について、限られた財源のもとで効果的、効率的に執行するため、事業の各段階（事業開始前、事業開始後一定期間経過時、事業完了後一定期間経過時）において、事業の妥当性や進捗状況などの評価を実施していきます。
- 景観に配慮した公共事業となるよう、事業の構想・設計・施工・維持管理の各段階において景観の専門家から指導・助言を受ける公共事業景観検討を活用し、積極的に良好な景観づくりを推進します。
- 事業に必要な用地の取得にあたっては、土地収用法や所有者不明土地法などの各種制度を活用し、計画的かつ確実な用地取得を推進します。